

事 務 連 絡

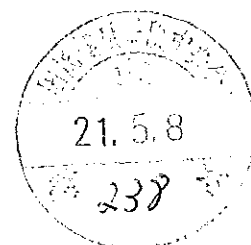
平成21年4月30日

国民健康保険中央会 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

健康保険法施行令等の一部を改正する政令及び健康保険法施行
規則等の一部を改正する省令等の施行について

標記について、別添のとおり、社会保険庁運営部長、地方厚生（支）局長、
都道府県知事、全国健康保険協会理事長及び健康保険組合理事長あて通知しま
したので、よろしくお取りはからいください。



(別添)

保発第0430001号

平成21年4月30日

社会保険庁運営部長 殿

厚生労働省保険局長

(公 印 省 略)

健康保険法施行令等の一部を改正する政令及び健康保険法施行規則等の一部
を改正する省令等の施行について

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第135号。以下「改正令」という。）、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第108号。以下「改正省令」という。）及び関係告示については、本日公布され、平成21年5月1日から施行することとされたところであるが、これらの改正の趣旨及び主な内容については、下記のとおりであるので、その運用に当たっては十分に留意の上、被保険者等への周知を図る等遺憾なきを期されたい。

記

第一 改正の趣旨

公費負担医療の対象療養に係る高額療養費については、原則として、レセプト単位で、一律に一般所得区分と同じ算定基準額（自己負担限度額）を適用して支給しているところであるが、公費負担医療のうち特定疾患治療研究事業及び小児慢性特定疾患治療研究事業については、治療方法・診断法の確立などにより医療の質の向上が図られるなど医療保険制度やその加入者においても効果が期待できるものであり、当該事業の実施機関において、これまでも対象者の所得が概ね把握されていること等を踏まえ、当該事業の対象となる療養について、通常の高額療養費に準じて、所得区分別の自己負担限度額を適用するとともに多数回該当の場合の自己負担限度額を設定することとし、関係政令、関係省令及び関係告示について所要の改正等を行うものであること。

第二 改正の主な内容

I 健康保険関係

第1 健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）の一部改正（改正令第1条関係）

厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けた者が、健康保険法施行令第41条第7項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付（以下「特定疾患給付」という。）が行われるべき療養（以下「特定疾患給付対象療養」という。）を受けた場合において、レセプト単位の一部負担金等の額が算定基準額を超えるときは、高額療養費を支給することとしたこと。（健康保険法施行令第41条第7項（新設））

特定疾患給付対象療養に係る高額療養費の算定基準額については、年齢区分及び所得区分ごとに、通常の家帯合算の高額療養費の算定基準額と同額としたこと。ただし、多数回該当の場合の算定基準額については、特定疾患給付対象療養（入院療養に限る。）のあった月以前の12月以内に、同一の者が同一の医療機関で受けた特定疾患給付対象療養（入院療養に限る。）に係る高額療養費（健康保険法施行令第41条第7項の規定によるものに限る。）が支給されている月数が3月以上ある場合について、適用することとしたこと。（健康保険法施行令第42条第7項（新設））

その他、所要の改正を行うこととしたこと。

第2 健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）の一部改正（改正省令第1条及び附則第2条関係）

一 特定疾患給付対象療養に係る保険者の認定に関する事項（健康保険法施行規則第98条の2（新設）関係）

特定疾患給付対象療養に係る保険者の認定を受けようとする者は、実施機関（特定疾患給付の実施機関をいう。以下同じ。）を経由して保険者へ申し出ることとしたこと。なお、低所得者区分に該当する者については、申出の際に、その旨を証する書類を提出することとしたこと。（第1項及び第2項）

申出を受けて認定を行ったときは、保険者は、実施機関を経由して、認定を受けた者に対し、当該者が該当する所得区分を通知することとしたこと。（第3項）

なお、当該通知は、保険者からの連絡を受けた実施機関が、特定疾患給付の受給に係る証書（以下「受給者証等」という。）に保険者名及び当該所得区分を記載して認定を受けた者に対し交付することで行われるものであること。

認定を受けた者は、低所得者区分に該当することとなったとき、特定疾患給付を受けなくなったとき等は、実施機関を経由して保険者へ申し出ることとしたこと。（第4項）

保険者は、認定を受けた者が該当する所得区分に変更が生じたときは、実施機関を経由して、当該者に対し変更後の所得区分を通知することとしたこと。（第5項）

なお、当該通知は、保険者からの連絡を受けた実施機関が、受給者証等を更新し、新たな所得区分を記載した受給者証等を認定を受けた者に対し交付すること

で行われるものであること。

認定を受けた者は、特定疾患給付対象療養を受けようとするときは、実施機関を経由して通知された所得区分を医療機関に申し出ることとしたこと。(第6項)

なお、当該申出は、所得区分が記載された受給者証等を医療機関に提示することにより行われるものであること。

認定を受けた者(70歳以上の低所得者以外の者及び限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けている者を除く。)が、特定疾患給付対象療養を受けた場合において、同一の月に同一の医療機関から療養(健康保険法施行令第43条第1項第1号に規定する入院療養等、第2号に掲げる入院療養又は第3号に掲げる入院療養以外の療養に限る。)を受けた場合については、限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けているものとみなし、高額療養費の現物給付の対象とすることとしたこと。(第7項)

二 その他所要の改正

改正令及び改正省令の施行に伴い、所要の改正を行うこととしたこと。

三 経過措置(改正省令附則第2条関係)

特定疾患給付対象療養に係る保険者の認定を受けていない者については、引き続き、従前的高額療養費の支給規定(健康保険法施行令第41条第6項)を適用し、一律に一般所得区分と同額の算定基準額を適用して高額療養費の支給を行うこととなるが、平成21年5月から9月までの間、70歳以上の現役並み所得者及び医療機関に限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証を提出して特定疾患給付対象療養を受けた場合の当該療養を受けた者については、健康保険法施行規則第98条の2第1項の申出に基づく保険者の認定を受けているものとみなし、特定疾患給付対象療養について所得区分に応じた算定基準額を適用して高額療養費の支給を行うこととする経過措置を設けることとしたこと。

第3 関係告示の制定及び一部改正

一 健康保険法施行令第四十一条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付(平成21年厚生労働省告示第290号)の制定

健康保険法施行令第41条第7項の規定に基づき、特定疾患給付として、次のものを定めることとしたこと。

- ① 小児慢性特定疾患治療研究事業による医療の給付又は医療に要する費用の支給
- ② 特定疾患治療研究事業による医療の給付

二 健康保険法施行令第四十一条第八項の規定に基づき厚生労働大臣が定める治療及び疾病(昭和59年厚生省告示第156号)等の一部改正(平成21年厚生労働省告示第291号及び第292号関係)

改正令の施行により健康保険法施行令第41条及び第42条の規定が改正され

ることに伴い、次の告示の題名を改めることとしたこと。

- ① 健康保険法施行令第四十一条第八項の規定に基づき厚生労働大臣が定める治療及び疾病（昭和59年厚生省告示第156号）
- ② 健康保険法施行令第四十二条第八項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める疾病（平成18年厚生労働省告示第489号）

II 船員保険関係

第1 船員保険法施行令（昭和28年政令第240号）の一部改正（改正令第3条関係）

特定疾患給付対象療養に係る高額療養費に関する事項について、健康保険法施行令の改正に準じた改正を行うこととしたこと。

第2 船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）の一部改正（改正省令第2条及び附則第3条関係）

特定疾患給付対象療養に係る社会保険庁長官の認定に関する事項について、健康保険法施行規則の改正に準じた改正を行うとともに、同令の改正に伴う経過措置に準じた経過措置を設けることとしたこと。

III 国民健康保険関係

第1 国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部改正（改正令第6条関係）

特定疾患給付対象療養に係る高額療養費に関する事項について、健康保険法施行令の改正に準じた改正を行うこととしたこと。

第2 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）の一部改正（改正省令第3条及び附則第4条関係）

一 特定疾患給付対象療養に係る保険者の認定に関する事項（国民健康保険法施行規則第27条の12の2（新設）関係）

特定疾患給付対象療養に係る保険者の認定を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、実施機関を経由して保険者へ申し出ることとしたこと。また、当該申出の際に、いずれかの所得区分に該当する旨を証する書類を提出しなければならないこととしたこと。ただし、保険者は、当該事実を公簿等又はその写しによって確認することができるときは、当該書類を省略させることができることとしたこと。（第1項及び第2項）

保険者は、申出を受けて認定を行ったときは、実施機関を経由して、世帯主又は組合員に対し、認定を受けた被保険者が該当する所得区分を通知することとしたこと。（第3項）

認定を受けた被保険者が該当する所得区分に変更が生じたときは、世帯主又は組合員は実施機関を経由して、当該事実を保険者へ申し出ることとしたこと。ただし、所得区分に変更が生じたことについて、保険者が公簿等又はその写しによ

って確認の上、第6項の規定による通知を行った場合は、この限りではないこととしたこと。(第4項)

当該申出の際に、変更後の所得区分を証する書類を提出しなければならないこととしたこと。(第5項)

保険者は、認定を受けた被保険者が該当する所得区分に変更が生じたときは、実施機関を経由して、世帯主又は組合員に対し変更後の所得区分を通知することとしたこと。(第6項)

なお、第3項及び第6項の規定による通知は、保険者からの連絡を受けた実施機関が、受給者証等に保険者名及び所得区分を記載して認定を受けた被保険者に対し交付することで行われるものであること。

認定を受けた被保険者は、特定疾患給付対象療養を受けようとするときは、実施機関を経由して通知された所得区分を医療機関に申し出ることとしたこと。(第7項)

なお、当該申出は、所得区分が記載された受給者証等を医療機関に提示することにより行われるものであること。

認定を受けた被保険者(70歳以上の低所得者以外の者及び限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けている者を除く。)が、特定疾患給付対象療養を受けた場合において、同一の月に同一の医療機関から療養(国民健康保険法施行令第29条の4第1項第1号に規定する入院療養等、第2号に掲げる入院療養又は第3号に掲げる入院療養以外の療養に限る。)を受けた場合については、限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けているものとみなし、高額療養費の現物給付の対象とすることとしたこと。(第8項)

二 その他所要の改正

改正令及び改正省令の施行に伴い、所要の改正を行うこととしたこと。

三 経過措置(改正省令附則第4条関係)

特定疾患給付対象療養に係る保険者の認定を受けていない被保険者については、引き続き、従前的高額療養費の支給規定(国民健康保険法施行令第29条の2第6項)を適用し、一律に一般所得区分と同額の算定基準額を適用して高額療養費の支給を行うこととなるが、平成21年5月から9月までの間、70歳以上の現役並み所得者及び医療機関に限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証を提出して特定疾患給付対象療養を受けた場合の当該療養を受けた者については、健康保険法施行規則第98条の2第1項の申出に基づく保険者の認定を受けているものとみなし、特定疾患給付対象療養について所得区分に応じた算定基準額を適用して高額療養費の支給を行うこととする経過措置を設けることとしたこと。

第3 関係省令の一部改正

改正令の施行により国民健康保険法施行令第29条の2等の規定が改正されることに伴い、次の省令について所要の改正を行うこととしたこと。

- ① 国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和38年厚生省令第10号）
- ② 国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和47年厚生省令第11号）

IV 後期高齢者医療制度関係

第1 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）の一部改正（改正令第8条関係）

特定疾患給付対象療養に係る高額療養費に関する事項について、健康保険法施行令の改正に準じた改正を行うこととしたこと。

第2 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）の一部改正（改正省令第6条及び附則第5条関係）

特定疾患給付対象療養に係る後期高齢者医療広域連合の認定に関する事項について、国民健康保険法施行規則の改正に準じた改正を行うとともに、同令の改正に伴う経過措置に準じた経過措置を設けることとしたこと。

第3 関係告示の一部改正（平成21年厚生労働省告示第293号及び第294号関係）

改正令の施行により高齢者の医療の確保に関する法律施行令第14条の規定が改正されることに伴い、次の告示について所要の改正を行うこととしたこと。

- ① 後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成19年厚生労働省告示第395号）
- ② 高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十四条第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める治療及び疾病（平成19年厚生労働省告示第397号）

第三 施行期日

改正令、改正省令及び関係告示は、平成21年5月1日から施行すること。（改正令附則第1条及び改正省令附則第1条等関係）

間であつて昭和三十六年四月一日以後の期間(二十歳に達した日前の期間及び六十歳に達した日後の期間に係るもの並びに昭和三十三年四月一日から昭和五十六年十二月三十一日までの期間のうち、当該永住帰国した中国残留邦人等が日本国籍を有していなかった期間に係るものを除く。)のうち、昭和六十一年三月三十一日以前の期間に係るものは、基準永住帰国日から起算して一年を経過した日以後、旧被保険者期間とみなし、昭和六十一年四月一日以後の期間に係るものは、基準永住帰国日から起算して一年を経過した日以後、新被保険者期間とみなす。

一 昭和六十年法律第三十四号第三條の規定による改正前の厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号。以下この号において「旧厚生年金保険法」という。)による脱退手当金(昭和六十年法律第三十四号附則第七十五條の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法による脱退手当金又は通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第九十九号)による脱退一時金(昭和六十一年法律第九十九号)による改正前の厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百四号)附則第十七條の規定による脱退手当金を含む。)

二 昭和六十年法律第三十四号第五條の規定による改正前の船員保険法(昭和十四年法律第七十三号。以下この号において「旧船員保険法」という。)による脱退手当金(昭和六十年法律第三十四号附則第八十六條第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧船員保険法による脱退手当金又は法律第百八十二号附則第十五條若しくは船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百五号)附則第十九條の規定による脱退手当金を含む。)

2 前項の規定により旧被保険者期間とみなされた期間のうち、昭和六十年法律第三十四号附則第八條第五項第七号に掲げる期間に係るものについては、同項の規定は、適用しない。

3 第一項の規定により旧被保険者期間又は新被保険者期間とみなされた期間に係る法第十三條の規定の適用については、同條第二項中「同項」とあるのは、「同項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令(平成八年政令第十八号)附則第五條第一項」と、同條第三項中「第一項」とあるのは、「第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令附則第四條第一項」とする。

第五條 永住帰国した中国残留邦人等であつて、平成二十一年改正政令の施行の日前において次に掲げる脱退一時金の支給を受けた者の当該脱退一時金の額の計算の基礎となつた期間に係る共済組合の組合員であつた期間であつて昭和三十六年四月一日以後の期間(二十歳に達した日前の期間及び六十歳に達した日後の期間に係るもの並びに昭和三十六年四月一日から昭和五十六年十二月三十一日までの期間のうち、当該永住帰国した中国残留邦人等が日本国籍を有していなかった期間に係るものを除く。)のうち、昭和六十一年三月三十一日以前の期間に係るものは、基準永住帰国日から起算して一年を経過した日以後、旧被保険者期間とみなし、昭和六十一年四月一日以後の期間に係るものは、基準永住帰国日から起算して一年を経過した日以後、新被保険者期間とみなす。

一 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百五号。以下この号及び第三号において「昭和六十年国家公務員共済組合法」という。第一條の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号。同号において「旧国家公務員等共済組合法」という。))による脱退一時金(昭和六十年国家公務員共済組合法附則第六十一條の規定による脱退一時金を含む。)

二 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百八号。以下この号において「昭和六十年地方公務員共済組合法」という。第一條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)による脱退一時金(昭和六十年地方公務員共済組合法附則第四十二條の規定による脱退一時金を含む。))

三 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百六号。以下この号において「昭和六十年私立学校教職員共済組合法」という。第一條の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第百四十五号)第二十五條において準用する旧国家公務員等共済組合法による脱退一時金(昭和六十一年私立学校教職員共済組合法第一條の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法第四十八條の二においてその例によることとされる昭和六十年国家公務員共済組合法附則第六十一條の規定による脱退一時金を含む。)

四 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百七号。以下この号において「昭和六十年農林漁業団体職員共済組合法」という。))による改正前の農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)による脱退一時金(昭和六十一年農林漁業団体職員共済組合法第五十三條の規定による脱退一時金を含む。)

五 国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第八十二号。以下この号において「昭和五十八年改正法」という。))附則第二條の規定による廃止前の公共企業体職員共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)による脱退一時金(昭和五十八年改正法附則第六條第二項の規定による脱退一時金を含む。)

2 前項の規定により旧被保険者期間又は新被保険者期間とみなされた期間に係る法第十三條の規定の適用については、同條第二項中「同項」とあるのは、「同項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令(平成八年政令第十八号)附則第五條第一項」と、同條第三項中「第一項」とあるのは、「第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令附則第五條第一項」とする。

附則
この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 舛添 要一
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 河村 建夫

健康保険法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十一年四月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 河村 建夫

政令第百三十五号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第百十五條第二項(同法第百四十九條において準用する場合を含む。)、防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第百六十六号)第十二條第一項、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第三十一條ノ六第二項、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第六十條の二第二項(私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第百四十五号)第二十五條において準用する場合を含む。)、国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第五十七條の二第二項、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第六十二條の二第二項及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第八十四條第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

3 自衛官等が特定疾患給付対象療養（特定給付対象療養）（当該自衛官等が第五項の規定による防衛大臣又はその委任を受けた者の認定を受けた場合における同項に規定する療養を除く。）のうち、治療方法が確立していない疾病その他の疾病であつて長期にわたる療養を必要とするものについて、その治療方法に関する研究に資することを目的としてその療養に必要な費用の負担を軽減するための医療に関する給付として防衛大臣が定めるものが行われるべきものをいう。次条第三項において同じ。）を受けた場合において、当該特定疾患給付対象療養を受けた自衛官等が防衛大臣が定めるところにより防衛大臣又はその委任を受けた者の認定を受けたものであり、かつ、当該自衛官等が同一の月にそれぞれ一の病院等から当該特定疾患給付対象療養に係る第一項第一号イからニまでに掲げる金額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イからニまでに掲げる金額から高額療養費算定基準額を控除した金額を高額療養費として支給する。

第十七条の六の二第四項中「前条第四項」を「前条第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前条第三項」を「前条第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前条第三項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 第一項第一号に掲げる者 八万七千円と、前条第二項第一号イからニまでに掲げる金額に係る同条第三項に規定する特定疾患給付対象療養につき防衛大臣が定めるところにより算定した当該特定疾患給付対象療養に要した費用の額（その額が二十六万七千円に満たないときは、二十六万七千円）から二十六万七千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、当該特定疾患給付対象療養（入院療養）（第十七条の三第一項第五号に掲げる療養）（当該療養と併せて行う同項第一号から第三号までに掲げる療養を含む。）をいう。以下この号及び次条第一項において同じ。）に限る。）のあつた月以前の十二月以内に既に高額療養費（当該特定疾患給付対象療養（入院療養に限る。）を受けた自衛官等がそれぞれ同一の病院又は診療所から受けた入院療養に係るものであつて、前条第三項の規定によるものに限る。）が支給されている月数が三月以上ある場合（以下この項において「特定疾患給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」という。）にあつては、四万四千四百円とする。

二 第一項第二号に掲げる者 十五万円と、前条第一項第一号イからニまでに掲げる金額に係る同条第三項に規定する特定疾患給付対象療養につき防衛大臣が定めるところにより算定した当該特定疾患給付対象療養に要した費用の額（その額が五十万円に満たないときは、五十万円）から五十万円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、特定疾患給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、八万三千四百円とする。

三 第一項第三号に掲げる者 三万五千四百円。ただし、特定疾患給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万七千六百円とする。

第十七条の六の三第一項中「第二十七条の三第一項第五号に掲げる療養（当該療養と併せて行う同項第一号から第三号までに掲げる療養を含む。）をいう。以下この項において同じ。」を削り、「第十七条の六第三項」を「第十七条の六第四項」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「第四項」を「第五項」に改める。

（船員保険法施行令の一部改正）

第三条 船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号中「第七項」を「第八項」に改め、同項第二号中「第八項」を「第九項」に改め、同条第五項中「及び第七項第三号」を「第七項第三号及び第八項第三号」に改め、同条第六項中「第八項」を「次項の規定による社会保険庁長官の認定を受けた場合における同項に規定す

る特定疾患給付対象療養及び当該被保険者又はその被扶養者が第九項」に改め、同条第八項中「大正十五年勅令第二百四十三号」第四項第一号を「第四十一号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 被扶養者又はその被扶養者が特定疾患給付対象療養（特定給付対象療養）（当該被保険者又はその被扶養者が第九項の規定による社会保険庁長官の認定を受けた場合における同項に規定する療養を除く。）のうち健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十一号第一項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付が行われるべきものをいう。次条第七項において同じ。）を受けた場合において、当該特定疾患給付対象療養を受けた被保険者又はその被扶養者が厚生労働省令で定めるところにより社会保険庁長官の認定を受けたものであり、かつ、当該被保険者又はその被扶養者が同一の月にそれぞれ一の病院等から当該特定疾患給付対象療養に係る第一項第一号イからニまでに掲げる金額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イからニまでに掲げる金額から高額療養費算定基準額を控除した金額を高額療養費として支給する。

第十條第六項第二号中「次項第二号」を「次項、第八項第二号」に改め、同条第八項中「前条第八項」を「前条第九項」に改め、同項第二号中「前条第八項」を「前条第九項」に「第四十二條第七項」を「前条第八項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 前条第七項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号又は第三号に掲げる場合以外の場合 次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 第一項第一号に掲げる額 八万七千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万五千円）と、前条第一項第一号イからハまでに掲げる額に係る特定疾患給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾患給付対象療養に要した費用の額（その額が二十六万七千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十三万七千五百円）以下このイにおいて同じ。）に満たないときは、二十六万七千円）から二十六万七千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、当該特定疾患給付対象療養（入院療養に限る。）のあつた月以前の十二月以内に既に高額療養費（当該特定疾患給付対象療養（入院療養に限る。）を受けた被保険者又はその被扶養者がそれぞれ同一の病院又は診療所から受けた入院療養に係るものであつて、同条第七項の規定によるものに限る。）が支給されている月数が三月以上ある場合（以下この項において「特定疾患給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」という。）にあつては、四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）とする。

ロ 第一項第二号に掲げる額 十五万円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、七万五千円）と、前条第一項第一号イからハまでに掲げる額に係る特定疾患給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾患給付対象療養に要した費用の額（その額が五十万円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二十五万円）以下このロにおいて同じ。）に満たないときは、五十万円）から五十万円を控除した金額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾患給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、八万三千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万七千七百円）とする。

ハ 第一項第三号に掲げる額 三万五千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万七千七百円）。ただし、特定疾患給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万四千六百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万二千三百円）とする。

ロ 第一項第二号に掲げる者 十五万円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、七十五万円)と、前条第一項第一号イからハまでに掲げる金額に係る特定疾患給付対象療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該特定疾患給付対象療養に要した費用の額(その額が五十万円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二十五万円)以下このロにおいて同じ。)に満たないときは、五十万円)から五十万円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額(その金額に一月未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。)との合算額。ただし、特定疾患給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、八万三千四百円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万七千七百円)とする。

ハ 第一項第三号に掲げる者 三万五千四百円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万七千七百円)。ただし、特定疾患給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万四千六百円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万二千三百円)とする。

ニ 七十歳に達する日の属する月の翌月以後の特定疾患給付対象療養であつて、入院療養である場合 次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める金額

イ 第三項第一号に掲げる者 六万二千四百円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、三万五千四百円)。ただし、特定疾患給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円)とする。

ロ 第三項第二号に掲げる者 八万八千四百円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万五千四百円)と、前条第一項第一号イからハまでに掲げる金額に係る特定疾患給付対象療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該特定疾患給付対象療養に要した費用の額(その額が二十六万七千円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十三万三千五百円)以下このロにおいて同じ。)に満たないときは、二十六万七千円)から二十六万七千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額(その金額に一月未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。)との合算額。ただし、特定疾患給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円)とする。

ハ 第三項第三号に掲げる者 二万四千六百円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万二千三百円)

ニ 第三項第四号に掲げる者 一万五千円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、七千五百円)

三 七十歳に達する日の属する月の翌月以後の特定疾患給付対象療養であつて、外来療養である場合 次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める金額(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、それぞれイからハまでに定める金額に二分の一を乗じて得た金額)

イ 第三項第一号に掲げる者 二万四千六百円

ロ 第三項第二号に掲げる者 四万四千四百円

ハ 第三項第三号又は第四号に掲げる者 八千円

第十一條の三の六第一項及び第二項中「第十一條の三の四第七項」を「第十一條の三の四第八項」に改め、同条第四項及び第五項中「第八項」を「第九項」に改める。

附則第三十四條の四第一項中「を除外」とあるのは、「及び当該組合員」とあるのは、「当該組合員」と「を除外」とあるのは「に改める」。

(国民健康保険法施行令の一部改正)

第六條 国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)の一部を次のように改正する。

第二十九條の二第一項第三号中「第七項」を「第八項」に改め、同条第五項中「次条第七項第三号」の下に「及び第二項第三号」を加え、同条第六項中「療養を」と「特定疾患給付対象療養及び当該被保険者が第八項の規定による保険者の認定を受けた場合における同項に規定する療養及び改め、同条第七項中「第四十一條第八項」を「第四十一條第九項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 被保険者が特定疾患給付対象療養(特定給付対象療養(当該被保険者が次項の規定による保険者の認定を受けた場合における同項に規定する療養を除く。)のうち健康保険法施行令第四十一條第七項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付が行われるべきものをいう。次条第八項において同じ。)を受けた場合において、当該特定疾患給付対象療養を受けた被保険者が厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けたものであり、かつ、当該被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該特定疾患給付対象療養に係る第一項第一号イから又までに掲げる額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イから又までに掲げる額から高額療養費算定基準額を控除した額を高額療養費として支給する。

第二十九條の三第七項第二号中「をいう」の下に「次項及び」を加え、同条第八項中「前条第七項」を「前条第八項」に改め、同項第二号中「掲げる」の下に「場合に該当する」を加え、「前条第七項」を「前条第八項」とし、同条第九項中「をいう」の下に「場合に該当する」を加え、「前条第七項」を「前条第八項」とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

8 前条第七項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 次号又は第三号に掲げる場合以外の場合 イからハまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 第一項第一号に掲げる場合 八万八千四百円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万五千四百円)と、前条第一項第一号イからハまでに掲げる金額に係る特定疾患給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾患給付対象療養に要した費用の額(その額が二十六万七千円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、十三万三千五百円)以下このイにおいて同じ。)に満たないときは、二十六万七千円)から二十六万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た金額(その金額に一月未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額)との合算額。ただし、当該特定疾患給付対象療養(入院療養に限る)を受けた被保険者がそれぞれ同一の病院又は診療所から受けた入院療養に係るものであつて、同条第七項の規定によるものに限る。)が支給されている月数が三月以上ある場合(以下このイにおいて「特定疾患給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」という)にあつては、四万四千四百円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円)とする。

ロ 第一項第二号に掲げる場合 十五万円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、七十五万円)と、前条第一項第一号イからハまでに掲げる金額に係る特定疾患給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾患給付対象療養に要した費用の額(その額が五十万円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二十五万円)以下このロにおいて同じ。)に満たないときは、五十万円)から五十万円を控除した額に百分の一を乗じて得た金額(その額に一月未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額)との合算額。ただし、特定疾患給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、八万三千四百円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万七千七百円)とする。

ハ 第一項第三号に掲げる場合 三万五千四百円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万七千七百円)。ただし、特定疾患給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万四千六百円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万二千三百円)とする。

ニ 第一項第四号に掲げる場合 一万五千円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、七千五百円)

三 第一項第五号に掲げる場合 次号のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める金額(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、それぞれイからハまでに定める金額に二分の一を乗じて得た金額)

イ 第一項第一号に掲げる者 二万四千六百円

ロ 第一項第二号に掲げる者 四万四千四百円

ハ 第一項第三号又は第四号に掲げる者 八千円

第十一條の三の六第一項及び第二項中「第十一條の三の四第七項」を「第十一條の三の四第八項」に改め、同条第四項及び第五項中「第八項」を「第九項」に改める。

附則第三十四條の四第一項中「を除外」とあるのは、「及び当該組合員」とあるのは、「当該組合員」と「を除外」とあるのは「に改める」。

二 七十歳に達する日の属する月の翌月以後の特定疾患給付対象療養であつて、入院療養である場合、次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める金額

イ 第三項第一号に掲げる者 六万二千五百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、三万五千円）ただし、特定疾患給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）とする。

ロ 第三項第二号に掲げる者 八万五百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万五千円）と、前条第一項第一号イからハまでに掲げる金額に係る特定疾患給付対象療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該特定疾患給付対象療養に要した費用の額（その額が二十六万七千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二十六万七千五百円）以下このロにおいて同じ）に満たないときは、二十六万七千円）から二十六万七千五百円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一月未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上あるときは、これを一月に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、特定疾患給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）とする。

ハ 第三項第三号に掲げる者 二万四千六百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万二千三百円）

ニ 第三項第四号に掲げる者 一万五千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、七千五百円）

三 七十歳に達する日の属する月の翌月以後の特定疾患給付対象療養であつて、外来療養である場合、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める金額（七十歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、それぞれ当該イからハまでに定める金額に二分の一を乗じて得た金額）

イ 第三項第一号に掲げる者 二万四千六百円

ロ 第三項第二号に掲げる者 四万四千四百円

ハ 第三項第三号又は第四号に掲げる者 四万八千円

ニ 第三項第三号の五の二第一項中「を除去」とあるのは、「及び当該組合員」とあるのは「当該組合員」とを除去」とあるのは「を」とあるのは「及び当該組合員」とあるのは「（高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第二百十八号）の一部を次のように改正する。）

第八項に改め、同条第四項及び第五項中「第八項」を「第九項」に改める。

附則第五十二条の五の二第一項中「を除去」とあるのは「を」と及び当該組合員」とあるのは「（高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第二百十八号）の一部を次のように改正する。）

第八條 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第二号中「第五項」を「第六項」に改め、同条第二項中「次条第四項第二号」の下に「並びに第五項第三号及び第四号」を加え、同条第四項中「療養を」と「特定疾患給付対象療養及び当該被保険者が第六項の規定による後期高齢者医療広域連合の認定を受けた場合における同項に規定する療養を」とに改め、同条第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

五 被保険者が特定疾患給付対象療養（特定給付対象療養（当該被保険者が次項の規定による後期高齢者医療広域連合の認定を受けた場合における同項に規定する療養を除去）のうち健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十一条第七項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付が行われるべきものをいう。次条第五項において同じ）を受けた場合において、当該特定疾患給付対象療養を受けた被保険者が厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けたものであり、かつ、当該被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該特定疾患給付対象療養に係る第一号イから又までに掲げる額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イから又までに掲げる額から高額療養費算定基準額を控除した額を高額療養費として支給する。

第十五条第一項第二号中「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第四項第一号中「をいう」の下に「次項及び」を加え、同条第六項中「前条第六項」を「前条第七項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「前条第五項」を「前条第六項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

五 前条第五項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 入院療養（七十五歳到達時特例対象療養を除く）である場合、次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額

イ 第一項第一号に掲げる者 四万四千四百円

ロ 第一項第二号に掲げる者 八万五百円と、前条第一項第一号イから又までに掲げる額に係る特定疾患給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾患給付対象療養に要した費用の額（その額が二十六万七千円に満たないときは、二十六万七千円）から二十六万七千五百円を控除した金額に百分の一を乗じて得た額（この額に一月未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上あるときは、これを一月に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾患給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

ハ 第一項第三号に掲げる者 二万四千六百円

ニ 第一項第四号に掲げる者 一万五千円

二 外来療養（七十五歳到達時特例対象療養を除く）である場合、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 第一項第一号に掲げる者 二万二千二百円

ロ 第一項第二号に掲げる者 四万二千四百円

ハ 第一項第三号又は第四号に掲げる者 四万八千円

四 外来療養（七十五歳到達時特例対象療養に限る）である場合、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 第一項第一号に掲げる者 六千円

ロ 第一項第二号に掲げる者 二万二千二百円

ハ 第一項第三号又は第四号に掲げる者 四千円

第十六条第一項中「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同項第一号二及び第二号二中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改め、同条第三項中「第十四条第五項」を「第十四条第六項」に、第十四条第四項及び第五項を「第十四条第四項から第六項まで」に改め、同条第四項から第六項までの規定中「第十四条第四項及び第五項」を「第十四条第四項から第六項まで」に改める。

第十六条の二第一項中「大正十五年勅令第二百四十三号」を削り、同項第一号中「第六項」を「第七項」に改める。

二 前条第七項に規定する場合に該当する者又は第一項第四号に掲げる者 一万五千円

二 入院療養（七十五歳到達時特例対象療養に限る）である場合、次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額

イ 第一項第一号に掲げる者 二万二千二百円

ロ 第一項第二号に掲げる者 四万五千円と、前条第一項第一号イから又までに掲げる額に係る特定疾患給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾患給付対象療養に要した費用の額（その額が十三万三千五百円に満たないときは、十三万三千五百円）から十三万三千五百円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一月未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上あるときは、これを一月に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾患給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

ハ 第一項第三号に掲げる者 七千五百円

ニ 第一項第四号に掲げる者 七千五百円

三 外来療養（七十五歳到達時特例対象療養を除く）である場合、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 第一項第一号に掲げる者 一万二千四百円

ロ 第一項第二号に掲げる者 四万二千四百円

ハ 第一項第三号又は第四号に掲げる者 四万八千円

四 外来療養（七十五歳到達時特例対象療養に限る）である場合、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 第一項第一号に掲げる者 六千円

ロ 第一項第二号に掲げる者 二万二千二百円

ハ 第一項第三号又は第四号に掲げる者 四千円

第十六条第一項中「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同項第一号二及び第二号二中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改め、同条第三項中「第十四条第五項」を「第十四条第六項」に、第十四条第四項及び第五項を「第十四条第四項から第六項まで」に改め、同条第四項から第六項までの規定中「第十四条第四項及び第五項」を「第十四条第四項から第六項まで」に改める。

第十六条の二第一項中「大正十五年勅令第二百四十三号」を削り、同項第一号中「第六項」を「第七項」に改める。

二 前条第七項に規定する場合に該当する者又は第一項第四号に掲げる者 一万五千円

二 入院療養（七十五歳到達時特例対象療養に限る）である場合、次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額

イ 第一項第一号に掲げる者 二万二千二百円

ロ 第一項第二号に掲げる者 四万五千円と、前条第一項第一号イから又までに掲げる額に係る特定疾患給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾患給付対象療養に要した費用の額（その額が十三万三千五百円に満たないときは、十三万三千五百円）から十三万三千五百円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一月未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上あるときは、これを一月に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾患給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

ハ 第一項第三号に掲げる者 七千五百円

ニ 第一項第四号に掲げる者 七千五百円

三 外来療養（七十五歳到達時特例対象療養を除く）である場合、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 第一項第一号に掲げる者 一万二千四百円

ロ 第一項第二号に掲げる者 四万二千四百円

ハ 第一項第三号又は第四号に掲げる者 四万八千円

四 外来療養（七十五歳到達時特例対象療養に限る）である場合、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 第一項第一号に掲げる者 六千円

ロ 第一項第二号に掲げる者 二万二千二百円

ハ 第一項第三号又は第四号に掲げる者 四千円

第十六条第一項中「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同項第一号二及び第二号二中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改め、同条第三項中「第十四条第五項」を「第十四条第六項」に、第十四条第四項及び第五項を「第十四条第四項から第六項まで」に改め、同条第四項から第六項までの規定中「第十四条第四項及び第五項」を「第十四条第四項から第六項まで」に改める。

第十六条の二第一項中「大正十五年勅令第二百四十三号」を削り、同項第一号中「第六項」を「第七項」に改める。

独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令(平成十九年国土交通省令第一号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第三項第三号を削り、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とする。

附則第一条の二中「第三十九条第一項第四号及び第五号」を「第三十九条第一項第一号、第四号及び第五号」に、「第三十九条第一項第四号中」を「第三十九条第一項第一号中」「五百平方メートル」とあるのは「三百平方メートル」と、同項第四号中「」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第八号

健康保険法施行令等の一部を改正する省令(平成二十一年政令第三百二十五号)の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年四月三十日

厚生労働大臣 舛添 要一

健康保険法施行規則の一部を改正する省令

(健康保険法施行規則の一部改正)

第一条 健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

第九十八条の次に次の一条を加える。

(特定疾患給付対象療養に係る保険者の認定)

第九十八条の二 令第四十一条第七項の規定による保険者の認定(以下この条において「認定」という。)を受けようとするときは、認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を、同項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付の実施機関(以下この条において「実施機関」という。)を経由して、保険者に申し出なければならぬ。

一 被保険者の記号及び番号

二 被保険者の氏名

三 認定を受けようとする者の氏名及び生年月日

四 認定を受けようとする者が受けるべき令第四十一条第七項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付の名称

2 認定を受けようとする者は、令第四十二条第一項第三号又は第三項第三号若しくは第四号のいずれかに該当するときは、前項の申出の際にその旨を証する書類を提出しなければならない。

3 保険者は、第一項の申出に基づき認定を行ったときは、実施機関を経由して、認定した者に対し当該者が該当する令第四十二条第一項各号又は第三項各号に掲げる者の区分(第五項及び第六項において「所得区分」という。)を通知しなければならない。

4 認定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なく、実施機関を経由して、その旨を保険者に申し出なければならない。この場合において、第二号に該当するに至ったことによる申出においては、第三項の規定を準用する。

一 令第四十二条第一項第三号又は第三項第三号若しくは第四号のいずれかに該当していた者が、当該いずれかに該当しなくなつたとき。

二 令第四十二条第一項第三号又は第三項第三号若しくは第四号のいずれかに該当することとなつたとき。

三 令第四十一条第七項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付を受けなくなつたとき。

5 保険者は、認定した者が該当する所得区分に変更が生じたときは、遅滞なく、実施機関を経由して、当該者に対し変更後の所得区分を通知しなければならない。

6 認定を受けた者は、令第四十一条第一号に規定する病院等から特定疾患給付対象療養(同条第七項に規定する特定疾患給付対象療養をいう。次項において同じ。)を受けようとするときは、第三項又は前項の規定により通知された所得区分を当該病院等に申し出なければならない。

7 認定を受けた者(令第四十二条第三項第一号又は第二号に掲げる者及び第三百三十一條第一項又は第三百五十五條第一項の申請に基づく保険者の認定を受けている者を除く。)が特定疾患給付対象療養を受けた場合において、同一の月に同一の保険医療機関等から令第四十三條第一項各号に掲げる療養を受けたときの同項又は同条第三項の規定の適用については、当該認定を受けた者は第三百三十一條第一項又は第三百五十五條第一項の申請に基づく保険者の認定を受けているものとみなす。

第九十九条第一項中「第四十一条第八項」を「第四十一条第九項」に改め、同条第五項第四号中「第四十一条第八項各号」を「第四十一条第九項各号」に改め、同条第六項中「第四十一条第八項」を「第四十一条第九項」に改める。

第一百条(見出しを含む)中「又は第六項第一号」を「第六項第一号又は第七項第一号若しくは第八項第一号」に、「又は第七項」を「又は第七項」に改め、同条第六項中「第六項第一号若しくは第八項第一号」を「第六項第一号」に改め、同条第七項中「第六項第一号」を「第六項第一号又は第七項第一号」に改め、同条第九号及び第九百八条第六号中「第四十一条第八項」を「第四十一条第九項」に改める。

第九百八条の二第一項第一号 被保険者証

第九百八条の二第一項第一号 被保険者証

第九百八条の二第一項第一号 被保険者証

第九百八条の二第一項第一号 被保険者証

第九百八条の二第一項第一号 被保険者証

第九百八条の二第一項第一号 被保険者証

第九百八条の二第一項第一号 被保険者証

第九百八条の二第一項第一号 被保険者証

第九百八条の二第一項第一号 被保険者証

第九百八条の二第一項第一号 被保険者証

第九百八条の二第一項第一号 被保険者証

第九百八条の二第一項第一号 被保険者証

第九百八条の二第一項第一号 被保険者証

第九百八条の二第一項第一号 被保険者証

第九百八条の二第一項第一号 被保険者証

第九百八条の二第一項第一号 被保険者証

第九百八条の二第一項第一号 被保険者証

第九百八条の二第一項第一号 被保険者証

第九百八条の二第一項第一号 被保険者証

第九百八条の二第一項第一号 被保険者証

第九百八条の二第一項第一号 被保険者証

第九百八条の二第一項第一号 被保険者証

第九百八条の二第一項第一号 被保険者証

第九百八条の二第一項第一号 被保険者証

第九百八条の二第一項第一号 被保険者証

第九百八条の二第一項第一号 被保険者証

第九百八条の二第一項第一号 被保険者証

第九百八条の二第一項第一号 被保険者証

第九百八条の二第一項第一号 被保険者証

第九百八条の二第一項第一号 被保険者証

第九百八条の二第一項第一号 被保険者証

第九百八条の二第一項第一号 被保険者証

第九百八条の二第一項第一号 被保険者証

第九百八条の二第一項第一号 被保険者証

第九百八条の二第一項第一号 被保険者証

第九百八条の二第一項第一号 被保険者証

第九百八条の二第一項第一号 被保険者証

第九百八条の二第一項第一号 被保険者証

第九百八条の二第一項第一号 被保険者証

第九百八条の二第一項第一号 被保険者証

第九百八条の二第一項第一号 被保険者証

第九百八条の二第一項第一号 被保険者証

第九百八条の二第一項第一号 被保険者証

第九百八条の二第一項第一号 被保険者証

2 認定を受けようとする被保険者は、前項の申出の際に、令第十五条第一項各号に掲げる者の区分のいずれかに該当している旨を証する書類を提出しなければならない。ただし、後期高齢者医療広域連合は、当該事実を公簿等又はその写しによって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

3 後期高齢者医療広域連合は、第一項の申出に基づき認定を行ったときは、実施機関を経由して、認定した被保険者に対し当該者が該当する令第十五条第一項各号に掲げる者の区分（以下この条において「所得区分」という。）を通知しなければならない。

4 認定を受けた被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なく、実施機関を経由して、その旨を後期高齢者医療広域連合に申し出なければならない。ただし、認定を受けた被保険者が第一号に該当するに至ったときは、後期高齢者医療広域連合が公簿等又はその写しによって確認の上、当該者に対し第六項の規定による通知がなされたときは、この限りでない。

一 認定を受けた被保険者が該当する所得区分に変更が生じたとき、
二 健康保険法施行令第四十一条第七項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付を受けなくなったとき。

5 第二項の規定は、前項第一号に該当するに至ったことによる同項の申出について準用する。
6 後期高齢者医療広域連合は、認定した被保険者が該当する所得区分に変更が生じたときは、遅滞なく、実施機関を経由して、当該者に対し変更後の所得区分を通知しなければならない。

7 認定を受けた被保険者は、特定疾患給付対象療養（令第十四条第五項に規定する特定疾患給付対象療養をいう。次項において同じ。）を受けようとするときは、同条第四項に規定する病院等に対し、第三項又は前項の規定により通知された所得区分を申し出なければならない。

8 認定を受けた被保険者（令第十五条第一項第一号又は第二号に掲げる者及び第六十七條第一項の申請に基づく後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者を除く。）が、特定疾患給付対象療養を受けた場合において、同一の月に同一の保険医療機関から令第十六条第一項各号に掲げる療養を受けたときの同項の規定の適用については、当該者は第六十七條第一項の申請に基づく後期高齢者医療広域連合の認定を受けているものとみなす。

第六十二條第一項及び第六六項中「第十四条第五項」を「第十四条第六項」に改め、同条第五項第二号中「第十四条第五項各号」を「第十四条第六項各号」に改める。

第六十三條の見出し中「又は第二項第二号の療養」を「若しくは第二項第二号又は第五項第一号ロ若しくは第二号ロの療養又は特定疾患給付対象療養」に改め、同条中「又は第二項第二号」を「若しくは第二項第二号又は第五項第一号ロ若しくは第二号ロ」に、「係る療養」を「係る療養又は特定疾患給付対象療養」に改める。

第七十條第三項中「第十四条第六項」を「第十四条第五項第一号ハ若しくは二、同項第二号ハ若しくは二、同項第三号ハ若しくは二、同項第四号ハ若しくは二若しくは同条第七項」に改める。
第七十一條の二の表中「大正十五年勅令第二百四十三号」を削る。

様式第五号の備考中「第十百四号」を「第十百四号」に改める。
附則
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十一年五月一日から施行する。

(健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)
第二条 平成二十一年五月から九月までの間においては、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十四條第一項第三号又は第九十條第二項第一号二の規定が適用される者及び健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十一條第一項第一号に規定する病院等に健康保険法施行令（昭和三十三年法律第三十四号）第二項の限度額適用認定証又は同令第五十五條第二項の限度額適用・標準負担額減額認定証を提出して健康保険法施行令第四十一條第七項に規定する特定疾患給付対象療養を受けた場合の当該療養を受けた者については、この省令による改正後の健康保険法施行規則第九十八條の二第一項の申出に基づく保険者の認定を受けているものとみなす。

（船員保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）
第三条 平成二十一年五月から九月までの間においては、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十八條ノ三第一項第三号又は第三十一條ノ二第二項第一号二の規定が適用される者及び船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十三号）第九條第一項第一号に規定する病院等に船員保険法施行規則第四十七條ノ二ノ六第二項の限度額適用認定証又は同令第四十七條ノ二ノ八第二項の限度額適用・標準負担額減額認定証を提出して船員保険法施行令第九條第七項に規定する特定疾患給付対象療養を受けた場合の当該療養を受けた者については、この省令による改正後の船員保険法施行規則第四十七條ノ二第一項の申出に基づく社会保険庁長官の認定を受けているものとみなす。
（国民健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）
第四条 平成二十一年五月から九月までの間においては、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十二條第一項第四号に掲げる場合に該当する者及び国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十九條の二第一項第一号に規定する病院等に国民健康保険法施行規則第二十七條の十四の二第三項の限度額適用認定証又は同令第二十九條の十四の四第二項の限度額適用・標準負担額減額認定証を提出して国民健康保険法施行令第二十九條の二第七項に規定する特定疾患給付対象療養を受けた場合の当該療養を受けた者については、この省令による改正後の国民健康保険法施行規則第二十七條の二第二項の申出に基づく保険者の認定を受けているものとみなす。
（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）
第五条 平成二十一年五月から九月までの間においては、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十七條第一項第二号に掲げる場合に該当する者及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）第十四條第四項に規定する病院等に高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第六十七條第二項の限度額適用・標準負担額減額認定証を提出して高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十四條第五項に規定する特定疾患給付対象療養を受けた場合の当該療養を受けた者については、この省令による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第六十一條の二第一項の申出に基づく後期高齢者医療広域連合の認定を受けているものとみなす。

〇国土交通省令第三十二号
道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十八号）及び道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十一年政令第三百三十号）の施行に伴い、並びに道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）第一條第二項、第二條第一項並びに第三條第一項第二号及び第二項第二号並びに道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第三十四條の二の三第一項第四号の規定に基づき、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十一年四月三十日 国土交通大臣 金子 一義

(道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行規則の一部改正)
第一条 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行規則（昭和六十年建設省令第七号）の一部を次のように改正する。
第一条の見出し中「第二條第四項第一号」を「第四條第十項第一号」に改め、同条中「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号。以下「法」という。）第二條第四項第一号」を「法第四條第十項第一号」に改め、同条を第六條とする。
（令第一條第二項の国土交通省令で定めるところにより算定した割合）
第一条 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号。以下「令」という。）第一條第二項の国土交通省令で定めるところにより算定した割合は、次の表の上欄に掲げる事業の区分ごとに、それぞれ、同表の中欄に掲げる調整指数に応じ、同表の下欄に定める割合とする。

Table with 2 columns: 事業の区分 (Category of work) and 割合 (Ratio). The table content is partially obscured but follows the structure described in the text.

保発第0430002号
平成21年4月30日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省保険局長
（公 印 省 略）

健康保険法施行令等の一部を改正する政令及び健康保険法施行規則等の一部
を改正する省令等の施行について

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第135号。以下「改正令」という。）、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第108号。以下「改正省令」という。）及び関係告示については、本日公布され、平成21年5月1日から施行することとされたところであるが、これらの改正の趣旨及び主な内容については、下記のとおりであるので、その運用に当たっては十分に留意の上、保険者の指導にあたり遺憾なきを期されたい。

（以下略）

保発第0430003号
平成21年4月30日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長

健康保険法施行令等の一部を改正する政令及び健康保険法施行規則等の一部
を改正する省令等の施行について

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第135号。以下「改正令」という。）、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第108号。以下「改正省令」という。）及び関係告示については、本日公布され、平成21年5月1日から施行することとされたところであるが、これらの改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、その旨御了知の上、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）、国民健康保険組合及び後期高齢者医療広域連合等に周知徹底を図られたい。

（以下略）

保発第0430004号
平成21年4月30日

全国健康保険協会理事長 殿

厚生労働省保険局長

健康保険法施行令等の一部を改正する政令及び健康保険法施行規則等の一部
を改正する省令等の施行について

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第135号。以下「改正令」という。）、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第108号。以下「改正省令」という。）及び関係告示については、本日公布され、平成21年5月1日から施行することとされたところであるが、これらの改正の趣旨及び主な内容については、下記のとおりであるので、その運用に当たっては十分に留意の上、被保険者等への周知を図る等遺憾なきを期されたい。

（以下略）

保発第0430004号

平成21年4月30日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局長

健康保険法施行令等の一部を改正する政令及び健康保険法施行規則等の一部
を改正する省令等の施行について

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第135号。以下「改正令」という。）、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第108号。以下「改正省令」という。）及び関係告示については、本日公布され、平成21年5月1日から施行することとされたところであるが、これらの改正の趣旨及び主な内容については、下記のとおりであるので、その運用に当たっては十分に留意の上、被保険者等への周知を図る等遺憾なきを期されたい。

(以下略)